

福祉有償運送運転者講習 & セダン等運転者講習



訪問介護事業所・有料老人ホーム・障害者支援施設などで〔介護保険制度〕・〔障害者総合支援法制度〕を活用して、要介護高齢者や障害のある人の通院送迎（ヘルパーによる有償運送）をする際は必ず「運賃」を徴収しなければいけません。さらに、自力での移動が困難な高齢者や障害のある人の外出送迎支援活動を「有料」で実施する（福祉有償運送）をする際は、道路運送法上の〔許可〕または〔登録〕の手続きが必要です。

そして上記の有償運送をする際の運転者には〔2種免許取得〕または〔国交省認定講習修了〕が義務付けられています。※ 国交省認定講習とは〔福祉有償運送運転者講習〕〔セダン等運転者講習〕のことです。

これらの条件を満たさない事業所や運転者が有償運送を行った場合は、道路運送法違反として処罰の対象となります。また、介護報酬の支払い対象外となります。そして万一交通事故を起こした際には、自家用自動車の目的外使用として、自動車保険の支払い対象外とされるケースもあります。



青森県移送サービスネットワーク（愛称：Dネット）では、貴事業所に向いての「出張認定講習」を実施しております。

受講ご希望の方は、実施要項をご覧になり、別紙申込書にご記入の上、Dネット事務局までFAXにてお申込みください。

出張認定講習実施要項

日 時 事業所様のご希望の日（土・日も可。ただし、申込日から実施日まで 2週間程度余裕をみてください）

講習種別 A 福祉有償運送運転者講習（以下、福祉講習）
B セダン等運転者講習（以下、セダン講習）

時 間 A 福祉講習 9：30～17：30（1日で終了します）
B セダン講習 17：30～18：45

場 所 申込み事業所の会議室および周辺道路

受講料 A 福祉有償運送運転者講習：16,000円（1名） B セダン等運転者講習：4,000円（1名）

実施人数 2名から実施いたします（2名1組で実技をしますので、できれば偶数でお申込みください）

主催団体 青森県移送サービスネットワーク（国土交通省 平成18年国自旅第225号認定）

- その他
- ① 有償運送に使用する車両と、受講者が取得している免許・資格によって、受講しなければならない講習の種類が違います。受講すべき講習を間違えると、有償運送ができなくなる場合がありますので、裏面でしっかりご確認ください。
 - ② 認定講習の有効期限はありません。1回受講すると、現在のところ生涯有効です。
 - ③ 福祉車両を所有している場合は、実技講習の際ご希望により使用することがあります。
 - ④ 土・日・祝日の講習もOKです。
 - ⑤ 受講希望日に先約があり講師の都合がつかない場合は、日にちの変更をお願いします。

2名から受講 OK！
ご希望の日に受講 OK！
貴事務所で実施します！
終了後すぐ修了証交付！

お問合せ

青森県移送サービスネットワーク（愛称：Dネット）

〒038-0004 青森市富田 4-18-24 サイト www.stsdnet.com

TEL 017-761-2560 FAX 017-771-4207

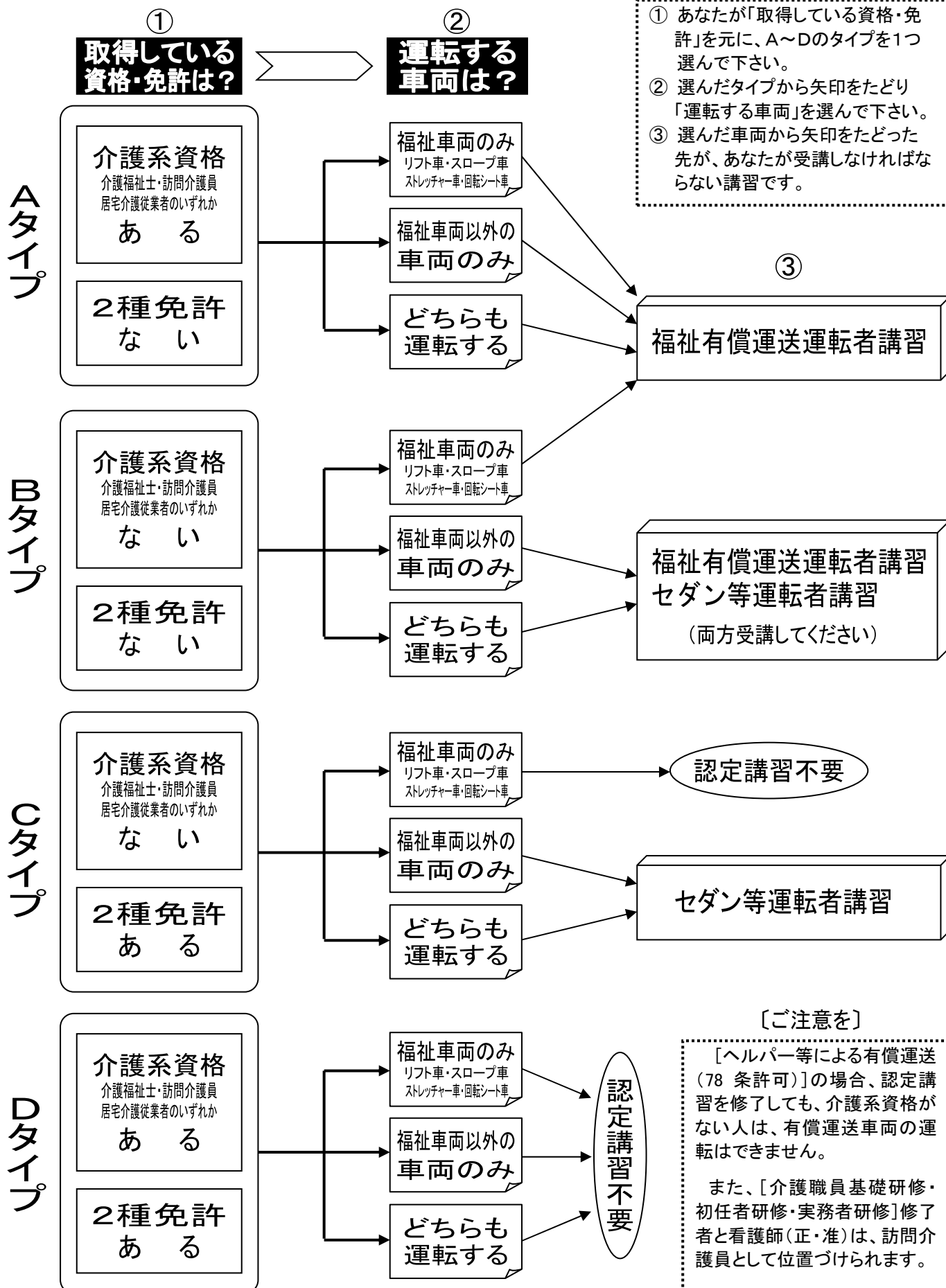
E-mail stsdnet@gmail.com 担当：越谷（こしや）携帯 090-3361-1041



受講する講習を選んでください

〔必要な講習の探し方〕

- ① あなたが「取得している資格・免許」を元に、A～Dのタイプを1つ選んで下さい。
- ② 選んだタイプから矢印をたどり「運転する車両」を選んで下さい。
- ③ 選んだ車両から矢印をたどった先が、あなたが受講しなければならない講習です。



〔ご注意を〕

〔ヘルパー等による有償運送(78条許可)〕の場合、認定講習を修了しても、介護系資格がない人は、有償運送車両の運転はできません。

また、[介護職員基礎研修・初任者研修・実務者研修]修了者と看護師(正・准)は、訪問介護員として位置づけられます。

※ 2種免許 = 自動車運転大型/中型/普通2種免許のこと